

郵送による住民票等のとりよせかた

- ①住民票の写しを請求できる方は、本人または同一世帯員、及びこれらの方からの委任を受けている方です。
- ②①以外の方が請求できるのは、自分の権利行使または自分の義務履行等の正当な理由がある方、または弁護士等特定事務受任者による職務上請求に限られます。

下記のものを封筒に入れて、郵送請求してください。

① 住民票の写し等交付請求書（郵送用）

確認事項があればお電話しますので、昼間連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。

② 手数料

手数料は郵便局で取扱っている定額小為替をお願いします。（無記名・発行日から6か月以内のもの）。必要以上の手数料が同封された場合、切手により返金することがあります。

③ 請求者の本人確認書類の写し

- ・運転免許証、顔写真付きの住民基本台帳カード（両面コピーをお願いします）
- ・マイナンバーカード（顔写真の記載されている面のみコピーをお願いします）
- ・顔写真付きの証明書をお持ちでない方は、健康保険証・年金手帳・介護保険証等のコピーを2点以上お願いします。
- ・ご不明な点はお問い合わせください。

④ 返信用封筒

送付先（請求者の住所・氏名）を記入し、郵便切手を貼ってください。お急ぎの場合は速達料金を追加してください。送付先は③で確認できる住民登録地です。

⑤ 代理人が請求する場合は、委任者が自署・押印した委任状

交付請求書には使用目的及び提出先等を具体的に記入してください。

- ※ 請求者が法人の場合は、請求理由・具体的な使用目的等を明らかにしていただきます。上記の書類に加え、請求理由に応じた疎明資料（契約書の写し等）、請求の任にあたっている方の社員証の写し、法人の登記簿謄本等の証明書（発行から3か月以内）の写し等、必要に応じた書類を添付していただきます。請求理由によっては交付できないことがあります。

ご注意

- * 届き次第順次処理をしますが、発送は郵便事情により遅れる場合があります。日数に余裕を持たせてご請求ください。
- * 請求内容に不備があった場合、請求書をお返すことがあります。また、手数料の立て替えはできませんので、不足の場合は返送されます。

お問い合わせ・送付先

〒297-0298

千葉県長生郡長柄町桜谷712番地

長柄町役場 税務住民課 戸籍係

☎0475-35-2113

